

令和元年度

年 次 報 告

公害等調整委員会

この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国会に対して報告するものである。

令和元年度公害等調整委員会年次報告 概要

特集 公害紛争処理における裁定制度の活用

⇒ P 2 ~ 5

○ 令和元年度、公害等調整委員会の係属事件の約9割を占め、公害紛争処理制度の中で重要な役割を占める裁定*について紹介

※ 裁定…損害賠償責任の有無及び賠償額又は因果関係の存否について法律判断を行うもの

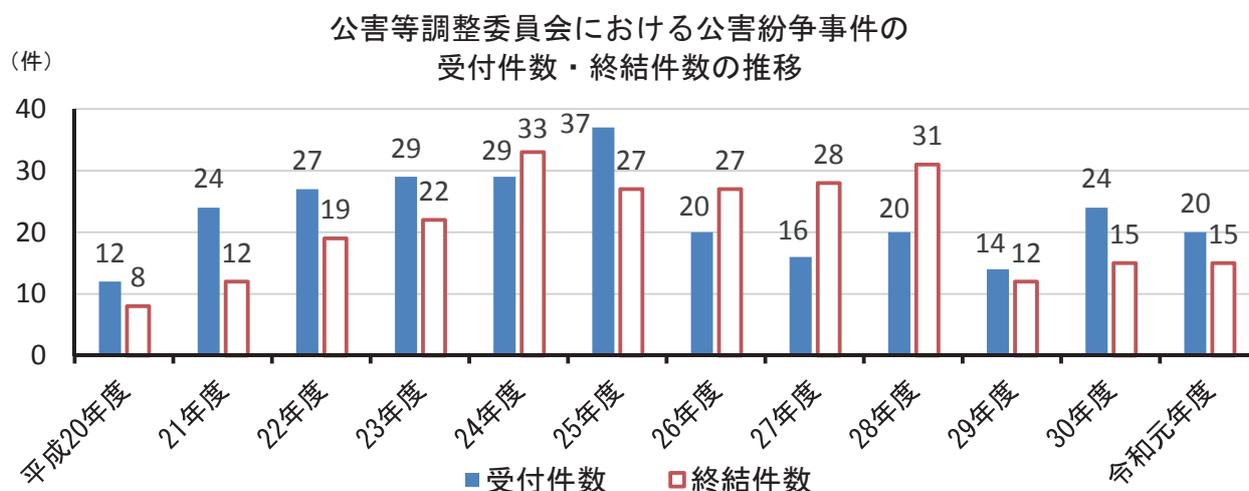
○ 裁定制度の主な特長（専門的知見の活用及び現地調査等の充実、迅速な処理、職権調停—合意による解決）を説明するとともに、こうした特長が活かされた事例として、近年、多く見られる身近な生活環境における公害紛争事件を紹介

- ・ 江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件
- ・ 文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件
- ・ 行方（なめがた）市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件
- ・ 京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

公害紛争の処理状況

⇒ P 6 ~ 13

| | | | |
|--------|----------|----------|----------|
| 令和元年度 | 【係属】 52件 | 【受付】 20件 | 【終結】 15件 |
| うち裁定事件 | 【係属】 49件 | 【受付】 19件 | 【終結】 14件 |



公害紛争の近年の特徴

⇒ P 14

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。
- ② 裁定事件の割合が高い
令和元年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割
- ③ 騒音・大気汚染をめぐる事件の割合が高い
令和元年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約5割、次いで大気汚染をめぐる事件の割合が約3割

令和元年度公害等調整委員会年次報告 概要

主な事件① 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

- 【申請人】：東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人5社
【被申請人】：国土交通大臣
【申請理由】：本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じるため
【調停を求める事項】：本件空港A滑走路を、一切の航空機の北側方向からの着陸に供用しないことなど
- 【事件の処理経過】
- 調停委員会を設け、調停期日を開催するとともに、現地調査（計画案が実現した場合の状況を把握するために、大阪国際空港周辺において航空機騒音を測定）等を行った。
 - 第18回調停期日において次の内容等で調停が成立
 - ① 被申請人は、今般の飛行経路の見直しに当たり、次について確認
 - ・ 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
 - ・ A滑走路における航空機の運航の見通し
 - ・ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見通し
 - ② 被申請人は、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供

主な事件② 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

- 【申請人】：東京都など6都府県の住民93人（以下「申請人患者ら」という。）及び法人でない社団1団体
※ 申請後、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後、4都府県の住民14人から、同様の内容の調停申請があった。
- 【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社
【申請理由】：
 - ① 被申請人メーカーらが、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売して、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせたため
 - ② 被申請人国が、大気汚染防止法等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに①の被害を生じさせたため
 - ③ 被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるため
- 【調停を求める事項】：
 - ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと
 - ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度を創設すること
 - ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること
- 【事件の処理経過】
調停委員会を設け、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

令和元年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村との連携

⇒ P 21～25

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和元年度 【係属】 77件 【受付】 45件 【終結】 34件
- ② 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等
ブロック会議等において情報・意見交換を実施
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
平成30年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万7千件

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 26～28

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和元年度 【係属】 5件 【受付】 0件 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和元年度 【係属】 3件 【受付】 1件 【終結】 2件

主な事件 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の ひじまがり 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者
【処分庁】 : 山形県知事
【原処分】 : 処分庁は、申請人からされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施
- 【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
【事件の処理経過】
裁定委員会を設け、5回の審理期日を開催するとともに、専門委員1人を選任するなど手続を進めている。

【参考】 公害等調整委員会の概要

(1) 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する
行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

(2) 委員構成

・ 委員長1名、委員6名

両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

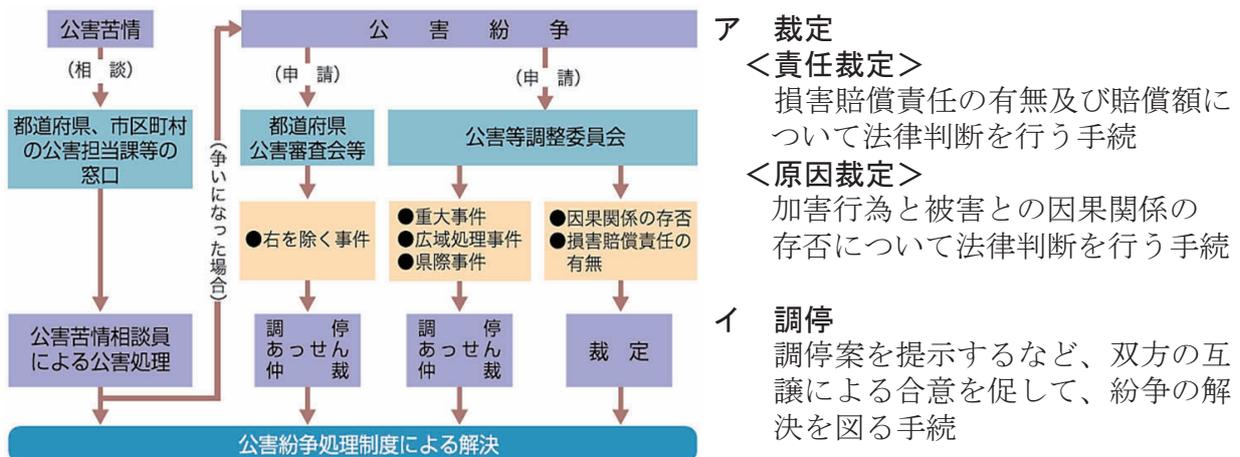
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

(3) 任務

① 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

② 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく処分に対する審査請求に関する意見照会への回答等

- 公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告する。

令和元年度 公害等調整委員会年次報告

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 特集 「公害紛争処理における裁定制度の活用」 | 2 |
| 第1章 公害紛争の処理状況 | 6 |
| 1 令和元年度における公害紛争の処理状況 | 6 |
| (1) 令和元年度に終結した主な事件 | 6 |
| (2) 係属中の主な事件 | 7 |
| 2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組 | 14 |
| (1) 近年の特徴 | 14 |
| (2) 事件処理における取組 | 14 |
| (3) 周知・広報活動の取組 | 19 |
| 3 都道府県・市区町村との連携 | 21 |
| (1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況 | 21 |
| (2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件 | 22 |
| (3) 都道府県・市区町村への支援 | 23 |
| (4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況 | 23 |
| (5) 公害紛争処理法の改正 | 25 |
| 第2章 土地利用の調整の処理状況 | 26 |
| 1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定 | 26 |
| (1) 令和元年度の処理状況 | 26 |
| (2) 令和元年度に終結した主な事件 | 26 |
| (3) 係属中の主な事件 | 27 |
| (4) 周知・広報活動の取組 | 28 |
| 2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等 | 28 |

図表目次

| | |
|--|----|
| 表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和元年度） | 10 |
| 表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況 | 13 |
| 表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況 （令和元年度） | 16 |
| 表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和元年度） | 18 |
| 表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和元年度） | 18 |
| 表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況 | 21 |
| 表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件 （令和元年度） | 22 |
| 図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移 | 24 |

| | | |
|-----|--|----|
| 図 2 | 地方公共団体における典型 7 公害の種類別公害苦情受付件数の割合 (平成30年度) | 24 |
| 図 3 | 地方公共団体における苦情の処理に要した期間別典型 7 公害の 直接処理件数の割合 (平成30年度) | 25 |
| 表 8 | 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧 (令和元年度) | 26 |

特集 公害紛争処理における裁定制度の活用

昨年5月、元号が平成から令和に改められ、昭和に設けられた公害紛争処理制度は、昭和・平成・令和と3つ目の時代を迎えました。令和元年度に公害等調整委員会（以下、この特集において「公調委」という。）に係属した事件は52件で、うち約9割が裁定事件となっており、裁定は公害紛争処理制度の中で重要な役割を占めています。

高度経済成長期における著しい重化学工業化により大規模な公害が発生し、社会問題となる中、その簡易迅速な解決を図るため、昭和45年に調停、和解の仲介及び仲裁（以下「調停等」という。）の公害紛争処理制度が確立されました。しかし、公害紛争をより適切に処理するために、調停等という両当事者の合意に基礎を置く手続のみならず、証拠資料によって事実関係を確定し、法律を適用して、当事者間の権利関係を独自に判断する裁定制度をも加えるべきとの意見がありました。このような背景から、昭和47年、調停等に加え、民事訴訟に類似した裁定手続が導入されるに至りました。公害紛争を処理する機関としては、公調委のほか、都道府県公害審査会等がありますが、裁定は、公調委のみに設けられた機能です。

こうした裁定制度は、平成10年代頃から、新規の受付件数が増加し始め、平成21年度以降、毎年度おおむね20件前後で推移しています。これは、公調委が地方公共団体へ制度を積極的に周知することなどにより、地方公共団体等から当事者に対して、裁定制度の意義や内容について情報提供等がなされ、その結果が同制度の幅広い利用につながっていることによると考えられます。

公調委は、裁定制度を含む公害紛争処理制度の適切な利用について、地方公共団体のみならず、国民、法曹関係者への周知・広報活動を進めており、令和においても引き続き、裁定制度は、公害紛争処理制度の中で重要な役割を果たしていくと考えられます。

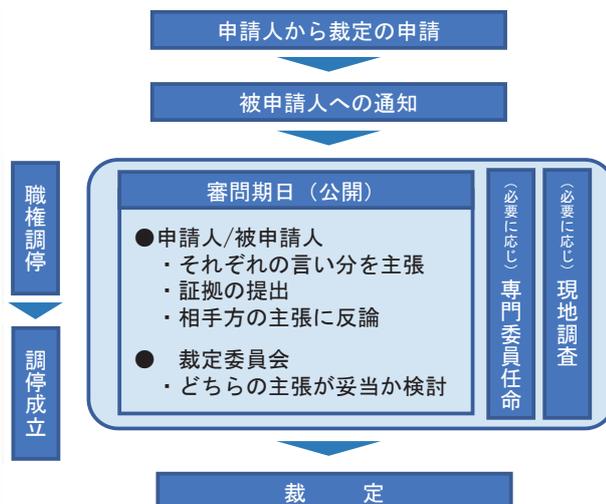
I 裁定制度とは

公調委が行う裁定には、

- ① 損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う「責任裁定」
- ② 加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う「原因裁定」

の2種類があります。

裁定手続は、公害紛争の当事者からの申請により始まります。



※あくまでも例であり、事件に応じて手続の流れは流動的に変化する。

【裁定事件の流れ】

申請受付後、事件を担当する3名又は5名の委員（裁定委員）から構成される裁定委員会が、裁判所のように中立的な立場で手続を行います。裁定委員会が、公開の期日を開いて、当事者に主張・立証させることなどにより事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定を行います。

こうした裁定手続については、次のような特長があります。



【審問期日の様子（イメージ）】

① 専門的知見の活用及び現地調査等の充実

公害紛争には、因果関係等の解明が困難なものがあります。裁定委員会は、必要に応じて学識経験者等を専門委員に選任し、その知見を活かしたり、また、国費により職権で現地調査等を機動的に実施したりすることで、因果関係等を解明していきます。これらは、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長と言えます。

② 迅速な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定手続について標準処理期間を設け、集中証拠調べの実施等により、事件の計画的な処理に努めています。

③ 職権調停—合意による解決

先述のとおり、裁定は、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額又は因果関係の存否について法律判断を行うもので、事案によっては当事者の互譲によって円満に解決する方が望ましい場合もあります。このような場合、裁定委員会の判断により職権で調停に移行し、調停案の調整・提示等を通じて合意形成が図られます。

II 近年の裁定事件

公害紛争処理制度が設けられた当初は、四大公害に代表されるような産業型公害の公害紛争が多く見られましたが、近年は、都市域での経済活動に伴う生活環境の悪化を背景とした都市型・生活環境型公害が増えてきました。こうした傾向は、公調委に係属する裁定事件でも同様に見られ、身近な生活環境において、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染など様々な公害紛争に係属しています。以下近年の事件を紹介します。

◆江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件（平成26年（ゲ）第4号）

平成26年11月、東京都江東区の住民（申請人）15人から、運送会社及び建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。申請内容は、被申請人らがトラックターミナル等建設のために実施した掘削工事により、何らかの化学物質が発生・飛散したため、隣接するマンションに

居住する申請人らに目、喉、皮膚等に健康被害が生じたというものでした。

両当事者の主張を確認するには、複数の地点の土壌中に含まれる化学物質の特定や、土壌中のガスの濃度の測定など、高度な専門性を要する調査が必要であるところ、専門調査会社に委託して、調査を行いました。その際、悪臭対策又は土壌汚染対策について知見を有する専門委員をそれぞれ選任し、専門委員から調査項目や手法等について助言を得ることにより、効率的かつ効果的な調査を実施しました。その結果、被申請人が土地を掘削した際に発生・拡散した悪臭により、申請人ら精神的苦痛が引き起こされていることが判明し、平成29年3月、裁定委員会は本件申請を一部認容するとの判断を示しました。

◆文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件（平成22年（セ）第5号）

平成22年7月、東京都文京区の住民2人（申請人）から、建物解体会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。申請人は、被申請人が、申請人ら宅付近でマンション解体工事を実施したため、その際の振動等により申請人ら宅の損傷等の被害が生じたとして、被申請人に対して損害賠償金261万6566円の支払を求めました。

本件では、工事に伴う振動と本件建物の損傷との因果関係の有無が争点となり、第三者である家屋調査会社が作成した報告書に、本件振動により建物の損傷が発生した旨の記載があったため、その判断内容の信用性が争われました。ここで重要な役割を担ったのが、専門委員の技術的な知見です。裁定委員会は、振動等に関する知見を有する専門委員を選任し、その立会いの下で現地調査を実施しました。その結果、報告書の内容を否定する根拠はなく本件振動と建物の損傷との間に因果関係があるとの結論が得られました。平成23年12月、裁定委員会は本件申請を一部認容し、被申請人が損害賠償金54万8498円の支払責任を有するとの判断を示しました。

江東区の事件や文京区の事件では、公害紛争処理制度の特長である専門委員の意見や現地調査等の結果が活かされ、それを踏まえ、公調委が適切に判断を行うことができた事件と評価することができます。

一方、事件によっては当事者の互譲によって円満に解決する方が望ましい場合もあります。



【測定の様子（イメージ）】

◆行方（なめがた）市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件（平成26年（セ）第13号/平成28年（調）第1号）

平成26年11月、茨城県行方市の住民1人（申請人）から、自動車部品製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。申請

人は、被申請人所有の工場からの排液が地下水に浸透したことで、井戸水が飲用できず、さらに健康被害が生じたこと等を主張し損害賠償金1000万円の支払を求めました。

裁定委員会は、両当事者の主張内容を確認するため、両当事者立会いの下工場の排水設備や井戸の状況等を正確に把握するよう、事務局による現地調査を実施しました。こうして手続が進められる中、当事者の意向も確認しつつ、両当事者の互譲により解決した方が妥当であると認められることから、裁定委員会は職権によって調停に移行しました。平成28年1月に開催された期日で、両当事者が調停案を受諾し、調停が成立しました。

◆京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 (平成24年(ゲ)第6号事件/平成25年(調)第3号事件)

平成24年6月、京都府京都市の住民2人(申請人)から、体育施設運営法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。申請人1人の不眠・不安・抑うつ気分・耳鳴り等のストレス反応(適応障害)は、被申請人が運営している体育施設(プール施設を含む。)の機械・音楽騒音、コーチ・会員が発生させる騒音(大声、物の衝撃音、その他轟音(ごうおん))によるものである、との原因裁定を求めるものです。

裁定委員会は、両当事者の主張内容を確認するため、申請人宅や体育施設の状況等を正確に把握するよう、裁定委員による現地調査を実施しました。こうして手続が進められる中、当事者の意向も確認しつつ、当事者間の互譲により解決した方が妥当であると認められることから、裁定委員会が職権により調停に移行しました。平成25年6月に開催された期日において、両当事者が調停案を受諾し、調停が成立しました。

行方市の事件や京都市の事件では、現地調査を実施し、両当事者の主張内容の確認等を行った結果、裁定委員会は、当事者の互譲による解決が望ましいとの判断に達し、職権により調停に移行しました。当委員会が提示した調停案を両当事者とも受諾したことから、両事件とも解決に至りました。調停という柔軟な解決が図られるとともに、両事件とも、1年程度で事件を終結することができ、簡易迅速を目的とする公害紛争処理制度の特長が最大限に活かされた事件であったと評価できます。

以上、紹介した4つの事件のように、身近な生活環境における公害紛争は、近年、公調委に係属する事件で多く見られるものです。公調委は、専門委員の知見や機動的な現地調査等の活用により、裁定手続の中でその判断を適切に行ってきました。また、当事者の互譲を目指す調停に移行することにより円満な解決を図ったこともあります。このような裁定手続は、公害紛争を適切に解決する手段として極めて有効な手法といえ、今後も引き続き、重要な役割を果たしていくことになると考えられます。

第1章 公害紛争の処理状況

1 令和元年度における公害紛争の処理状況

令和元年度に公害等調整委員会（以下、単に「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された32件（裁定事件30件（責任裁定事件18件、原因裁定事件12件）、調停事件2件）と、元年度に新たに受け付けた20件（裁定事件19件（責任裁定事件11件、原因裁定事件8件）、調停事件1件）の計52件である。このうち、15件が令和元年度中に終結し、残り37件は翌年度に繰り越された（表1・表2）。

新たに受け付けた事件の件数は、平成29年度14件、30年度24件、令和元年度20件となっている。

なお、これ以外に委員会は、不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 令和元年度に終結した主な事件

ア 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1人（申請人）から、建設会社を相手方（被申請人）として、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事（以下「本件工事」という。）による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙の亀裂等の財産被害が生じたこと、また、被申請人は工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求める責任裁定があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和元年8月9日、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の24第1項）。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、同年9月6日の第2回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

イ 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

平成28年9月9日、東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人5名（申請人）から、国土交通大臣を相手方（被申請人）として、調停の申請があった。申請の内容は、本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機（4分か

ら5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めるものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、調停期日を開催するとともに、現地調査(計画案が実現した場合の状況を把握するため、大阪国際空港周辺において航空機騒音を測定)等を行うなど、手続を進めた結果、令和2年1月31日、第18回調停期日において、被申請人は、今般の本件空港における飛行経路の見直しに当たり、

- ① 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
- ② A滑走路における航空機の運航の見通し
- ③ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見通し

に関して確認するとともに、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供すること等を内容とする調停が成立し、本事件は終結した。

ウ 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

平成30年3月1日、東京地方裁判所から、東京都住民93人(原告)の各所有建物の屋根等に生じた、さびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆(はっせい)による腐食等の損傷被害と、建設会社(被告)が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事(以下「本件工事」という。)に伴うさびや鉄粉の飛散との間の因果関係の存否について原因裁定をすることの嘱託があった(公害紛争処理法第42条の32第1項)。

なお、その後、訴えの取下げ等により、原告数は64人と変更された。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月25日、原告らの各所有建物に生じた損傷被害と本件工事に伴うさびや鉄粉の飛散との間の因果関係の存否について、因果関係を認めないとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民93人及び法人でない社団1団体(申請人。以下、上記住民を「申請人患者ら」という。)から、国(代表者環境大臣)及び自動車メーカー7社を相手方(被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。)として、被申請人メーカーらは、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売し、申請人患者らを気管支ぜん息等

に罹患させ、申請人患者らに人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせた、被申請人国は、自動車の排出ガス量の許容限度を定めることとしている大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに上記被害を生じさせた、被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるなどとして、次を求める調停の申請があった（以下「当初申請」という。）。

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと。
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度（以下「本件救済制度」という。）を創設すること。
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後同年8月23日、東京都など4都県の住民14人（申請人）から、同様の内容の調停を求める申請があった。

委員会は、当初申請受付後、直ちに調停委員会を設け、令和元年9月11日、両事件を併合して手続を進めることを決定するとともに、合計5回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

イ 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

令和元年6月3日、茨城県稲敷市の住民12人及び宗教法人（申請人。以下、上記住民を「申請人住民ら」、上記宗教法人を「申請人宗教法人」という。）から、土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社、稲敷市を相手方（被申請人）として、責任裁定の申請があった。

申請の内容は、被申請人土木関係会社が、申請人宗教法人の山林の樹木を無許可で伐採し、山林及び申請人ら所有の共同墓地を無許可で埋め立てたため、土壌分析を行ったところ、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、土壌の強アルカリ性により樹木が枯死するなどし、また、申請人住民らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれがあるとして、埋立てを実施した被申請人土木関係会社、現場指揮者である被申請人個人2人、被申請人砂利運搬業会社及び無許可で埋め立てていることを知りながら埋立ての停止を命ずる等の適切な対応を行わなかった被申請人稲敷市に対し、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を被っているとして、連帯して、損害賠償金合計2600万円等の支払を求めるものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

ウ 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件

令和元年8月16日、渋谷区の住民17人（申請人）から、不動産会社及び建築会社を相手方（被申請人）として責任裁定の申請があった。申請の内容は、申請人

らが、被申請人らの建築工事現場からの騒音、振動、粉塵（ふんじん）等により、不眠、ストレス障害、ぜん息悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、防音工事費用、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求めるものである。なお、申請人1人について相続が発生し、別の申請人1人が相続人として手続を承継した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和元年度）

| | 事 件 名 | 受付年月日 | 終結年月日 |
|-----------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|
| 裁 定 事 件 | 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 | H28. 2. 16 H29. 1. 16 | R 1. 9. 25 棄却 |
| | 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | H29. 3. 9 | |
| | 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件 | H29. 6. 20 | R 1. 9. 6 調停成立 |
| | 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件 | H29. 10. 31 | R 2. 1. 28 棄却 |
| | 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 | H29. 12. 11 | R 2. 1. 14 棄却 |
| | 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 | H29. 12. 12 | R 2. 2. 18 棄却 |
| | 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件 | H29. 12. 28 | R 1. 8. 27 棄却 |
| | 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 | H30. 2. 22 | R 1. 12. 17 因果関係を認めない |
| | 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件 | H30. 3. 1 | R 2. 2. 25 因果関係を認めない |
| | 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件 | H30. 3. 30 | |
| | 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件 | H30. 5. 17 | |
| | 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件 | H30. 5. 30 | |
| | 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 | H30. 6. 13 | R 1. 11. 19 棄却 |
| | 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件 | H30. 6. 26 | |
| | 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 | H30. 8. 16 | R 1. 7. 9 棄却 |
| | 豊見城（とみぐすく）市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件 | H30. 8. 20 | |
| | 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件 | H30. 8. 20 | |
| 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件 | H30. 8. 28 | | |

| | | | |
|------------------|---|-----------|------------------|
| 裁 定 事 件 | 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件 | H30.11. 1 | |
| | 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 | H30.11. 2 | |
| | 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件 | H30.11. 5 | R 1. 9.24 棄却 |
| | 国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | H30.11.20 | R 1. 7.10 取下げ |
| | 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 | H31. 1.21 | |
| | 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | H31. 2.14 | |
| | 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件 | H31. 2.14 | |
| | 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件 | H31. 2.22 | R 1. 5. 7 取下げ |
| | 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | H31. 3. 8 | |
| | 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 | H31. 3.11 | |
| | 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 | H31. 3.29 | |
| | 奈良県安堵(あんど)町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件 | H31. 4. 2 | |
| | 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件 | H31. 4. 2 | |
| | 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件 | H31. 4. 5 | |
| | 渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件 | H31. 4.17 | |
| | 和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件 | R 1. 5. 8 | |
| | 松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | R 1. 5.21 | |
| | 桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件 | R 1. 6. 3 | |
| | 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件 | R 1. 6. 3 | |
| | 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件 | R 1. 8.16 | |

| | | | |
|--------------|---|--|--------------------|
| 裁定 事 件 | 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定囑託事件 | R 1. 9. 9 | |
| | 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件 | R 1. 9. 19 R 2. 2. 26 R 2. 3. 12 | |
| | 相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 | R 1. 10. 24 | |
| | 熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件 | R 1. 11. 18 | |
| | 江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件 | R 1. 12. 17 | |
| | 筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件 | R 1. 12. 20 | |
| | 草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | R 2. 3. 12 | |
| | 神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件 | R 2. 3. 24 | |
| 調停 事 件 | 東京国際空港航空機騒音調停申請事件 | H28. 9. 9 | R 2. 1. 31 調停成立 |
| | 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件 | H31. 2. 18 R 1. 8. 23 | |
| 合 計 | | 52件 (20件) | 15件 |

(注) 1 「合計」の()内の数字は、令和元年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 このほか、不知火海岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、新たに受け付けた慰謝料額等変更申請4件が終結した。

表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

| 区分 年度 | 調停 | | | 裁定 | | | その他 | | | 計 | | | |
|-------------|----------|-----|----|--------------|--------------|--------|----------|----|----|----|----------------|-------|----|
| | 新規 受付 | 終結 | 未済 | 新規 受付 | 終結 | 未済 | 新規 受付 | 終結 | 未済 | 係属 | うち 新規 受付 | 終結 | 未済 |
| 昭和 45～63 | 631 | 618 | 13 | 19(4) | 19(4) | 0 | 2 | 1 | 1 | | 652 | 638 | 14 |
| 平成元 | 11 | 18 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 25 | 11 | 18 | 7 |
| 2 | 21 | 14 | 13 | 2(1) | 1(1) | 1 | 0 | 1 | 0 | 30 | 23 | 16 | 14 |
| 3 | 5 | 16 | 2 | 1(1) | 2(1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 6 | 18 | 2 |
| 4 | 3 | 1 | 4 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 8 | 6 | 1 | 7 |
| 5 | 10 | 5 | 9 | 2 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 19 | 12 | 5 | 14 |
| 6 | 2 | 4 | 7 | 2 | 0 | 7 | 1 | 1 | 0 | 19 | 5 | 5 | 14 |
| 7 | 2 | 2 | 7 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 16 | 2 | 2 | 14 |
| 8 | 4 | 4 | 7 | 6(1) | 0 | 13(1) | 0 | 0 | 0 | 24 | 10 | 4 | 20 |
| 9 | 1 | 2 | 6 | 4(1) | 0 | 17(2) | 1 | 0 | 1 | 26 | 6 | 2 | 24 |
| 10 | 1 | 1 | 6 | 1(1) | 15(1) | 3(2) | 0 | 1 | 0 | 26 | 2 | 17 | 9 |
| 11 | 1 | 1 | 6 | 3 | 3(1) | 3(1) | 0 | 0 | 0 | 13 | 4 | 4 | 9 |
| 12 | 2 | 5 | 3 | 2 | 1 | 4(1) | 0 | 0 | 0 | 13 | 4 | 6 | 7 |
| 13 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 6(1) | 0 | 0 | 0 | 13 | 6 | 4 | 9 |
| 14 | 2 | 1 | 4 | 4(2) | 5(1) | 5(2) | 1 | 0 | 1 | 16 | 7 | 6 | 10 |
| 15 | 2 | 2 | 4 | 8(4) | 4(1) | 9(5) | 1 | 2 | 0 | 21 | 11 | 8 | 13 |
| 16 | 0 | 2 | 2 | 3(2) | 3(1) | 9(6) | 0 | 0 | 0 | 16 | 3 | 5 | 11 |
| 17 | 1 | 2 | 1 | 7(4) | 6(4) | 10(6) | 1 | 0 | 1 | 20 | 9 | 8 | 12 |
| 18 | 0 | 0 | 1 | 6(1) | 5(4) | 11(3) | 0 | 1 | 0 | 18 | 6 | 6 | 12 |
| 19 | 1 | 1 | 1 | 5 | 3(1) | 13(2) | 0 | 0 | 0 | 18 | 6 | 4 | 14 |
| 20 | 1 | 1 | 1 | 9(4) | 6 | 16(6) | 2 | 1 | 1 | 26 | 12 | 8 | 18 |
| 21 | 1 | 0 | 2 | 23(13) | 11(4) | 28(15) | 0 | 1 | 0 | 42 | 24 | 12 | 30 |
| 22 | 3 | 4 | 1 | 24(11) | 15(9) | 37(17) | 0 | 0 | 0 | 57 | 27 | 19 | 38 |
| 23 | 5 | 5 | 1 | 24(11) | 17(6) | 44(22) | 0 | 0 | 0 | 67 | 29 | 22 | 45 |
| 24 | 5 | 3 | 3 | 23(10) | 29(12) | 38(20) | 1 | 1 | 0 | 74 | 29 | 33 | 41 |
| 25 | 5 | 6 | 2 | 32(9) | 21(7) | 49(22) | 0 | 0 | 0 | 78 | 37 | 27 | 51 |
| 26 | 2 | 2 | 2 | 18(6) | 25(7) | 42(21) | 0 | 0 | 0 | 71 | 20 | 27 | 44 |
| 27 | 1 | 0 | 3 | 15(5) | 28(12) | 29(14) | 0 | 0 | 0 | 60 | 16 | 28 | 32 |
| 28 | 4 | 6 | 1 | 16(9) | 25(15) | 20(8) | 0 | 0 | 0 | 52 | 20 | 31 | 21 |
| 29 | 1 | 0 | 2 | 12(5) | 11(5) | 21(8) | 1 | 1 | 0 | 35 | 14 | 12 | 23 |
| 30 | 2 | 2 | 2 | 22(11) | 13(7) | 30(12) | 0 | 0 | 0 | 47 | 24 | 15 | 32 |
| 令和元 | 1 | 1 | 2 | 19(8) | 14(6) | 35(14) | 0 | 0 | 0 | 52 | 20 | 15 | 37 |
| 計 | 734 | 732 | | 318 (124) | 283 (110) | | 11 | 11 | | | 1,063 | 1,026 | |

- (注) 1 「その他」にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和元年度までに568件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にある。都道府県・市区町村による公害苦情処理との連携により、このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっていることが背景にあると考えられる。

イ 裁定事件の割合が高い

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている（表2）。令和元年度に委員会に係属した事件は52件で、うち49件（約9割）が裁定事件となっている。

ウ 騒音・大気汚染をめぐる事件の割合が高い

令和元年度は、航空機騒音に関する紛争、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約5割、受付事件に占める騒音事件の割合が約4割となっている。

また、令和元年度は、自動車排出ガスによる大気汚染に関する紛争、近隣施設からの化学物質の拡散による大気汚染に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件に次いで大気汚染事件の割合が高くなっており、委員会においては係属事件に占める大気汚染事件の割合が約3割、受付事件に占める大気汚染事件の割合が約3割となっている。

(2) 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としている。

イ 専門的知見の活用及び現地調査等の充実

因果関係等の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的知見を活用すること、国費により現地調査等を実施すること等により、

申請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び現地調査等の充実は、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。令和元年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査等（表4）を行った。

ウ 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、令和元年度は、5件について、現地期日を開催した（表5）。

エ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行う本人申請がしばしば見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。令和元年度において委員会に係属した公害紛争処理事件49件（原因裁定嘱託事件3件を除いた数）のうち、本人申請は25件である。

オ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

令和元年度に終結した裁定事件（14件）のうち、1件が調停に付された。

カ 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

令和元年度までに、15件の公害紛争事件において利用されている。

表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況
(令和元年度)

| | 事件名 | 専門委員数 | 専門分野等 |
|--|---|-----------|------------------------------|
| 裁定事件 | 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 | 1人 | 振動・騒音・低周波音の研究 |
| | 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 | 1人 | 騒音・低周波音 |
| | 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件 | 1人 | 構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造 |
| | 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件 | 1人 | 水産学 |
| | 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 | 1人 | 地盤工学、斜面工学、環境振動、地震工学、安全工学 |
| | 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 | 1人 | 健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学 |
| | 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件 | 1人 | 騒音・低周波音 |
| | 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 | 1人 | 騒音対策、騒音の心理評価 |
| | 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件 | 1人 | 腐食科学、腐食・防食 |
| | 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件 | 1人 | 環境振動、騒音・低周波音、建築音響 |
| | 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件 | 2人 | 健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学 医学（皮膚科） |
| | 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 | 1人 | 地盤工学、地盤環境工学 |
| | 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 | 1人 | 健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学 |
| | 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 | 1人 | 構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造 |
| | 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件 | 1人 | 環境音響学（建築音響学・騒音制御工学） |
| 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 1人 | 音響技術、騒音制御 | |

| | | | |
|--------------|---|----|---------------------------------------|
| 裁定 事 件 | 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 | 1人 | 音響工学 |
| | 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 | 1人 | 聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術 |
| | 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 1人 | 聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術 |
| | 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 | 1人 | 建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動等 |
| | 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 | 1人 | 音響工学 |
| | 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 | 1人 | 臭気対策 |
| | 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件 | 1人 | 構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造 |
| | 渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件 | 1人 | 聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術 |
| | 松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | 1人 | 環境音響学(建築音響学・騒音制御工学) |
| | 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件 | 1人 | 地盤工学(土質力学全般、不飽和土、地盤の液状化)、防災工学(主に宅地防災) |

表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和元年度）

| 事 件 名 | 実施年月 | 備考 |
|---|---------|------|
| 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 | 平成31年4月 | 現地調査 |
| 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関する慰謝料額等変更申請 | 令和元年11月 | 現地調査 |
| 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件 | 令和元年11月 | 委託調査 |
| 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 | 令和2年1月 | 委託調査 |

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。
 2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和元年度）

| 開催年月 | 場所 | 事 件 名 | 備考 |
|---------|-------------|--|---------|
| 平成31年4月 | 大阪府 大阪市 | 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 | 第1回審問期日 |
| 令和元年5月 | 愛知県 名古屋市 | 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 | 第1回審問期日 |
| 令和元年10月 | 兵庫県 神戸市 | 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 | 第1回審問期日 |
| 令和元年11月 | 京都府 京都市 | 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件 | 第1回審問期日 |
| 令和元年11月 | 京都府 京都市 | 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 | 第2回審問期日 |

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、令和元年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、令和元年10月号で公害紛争処理制度を、令和2年2月号では平成30年度公害苦情調査結果の概要を紹介した。また、令和2年3月に政府広報BSテレビ番組「ピックアップ！～霞が関からのお知らせ～」において、暮らしの中の公害の解決方法について、国民への周知を行った。さらに、総務省業務案内パンフレットで委員会の概要を紹介した。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を嘱託することができる旨を通知するなど制度の認知度向上に努めた。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、都道府県の弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）、司法修習生等を対象に、公害紛争処理制度の周知に努めるとともに、公害紛争事件の効果的な解決策に関して意見交換を行った。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあっせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）を訪問し、公害紛争処理制度等の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行った。

エ 市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、公害苦情相談アドバイザー等を講師として派遣しており、令和元年度は16府県の研修会において公害紛争処理制度等の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行った。

オ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を令和元年にリニューアルし、5月、8月、11月に発行した。また、令和2年2月には第100号を発行した。各号作成時に委員会のホームページに掲載するとともに、発行の機を捉え、各都道府県の担当者等に周知した。

カ 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」を設け、電話相談を行うほか、電子メールや対面での相談も行っている。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決

のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図っている。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。審査会等は、域内で発生した事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する^{※1}。令和元年度は77件の事件が係属し、34件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）。

表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

| 区分 年度 | 受付件数 | | | 終結件数 | | | | | 年度末 係属 件数 |
|-------------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|--------------------|
| | 合計 | 調停 | その他 | 合計 | 成立 | 打切り | 取下げ | その他 | |
| 昭和 45～63 | 432 | 391 | 41 | 393 | 226 | 116 | 45 | 6 | 39 ※昭和63 年度末 |
| 平成元 | 36 | 36 | 0 | 25 | 13 | 6 | 4 | 2 | 50 |
| 2 | 57 | 57 | 0 | 40 | 9 | 23 | 5 | 3 | 67 |
| 3 | 43 | 43 | 0 | 43 | 15 | 20 | 8 | 0 | 67 |
| 4 | 51 | 51 | 0 | 36 | 7 | 22 | 6 | 1 | 82 |
| 5 | 44 | 44 | 0 | 53 | 24 | 22 | 5 | 2 | 73 |
| 6 | 32 | 30 | 2 | 52 | 16 | 28 | 4 | 4 | 53 |
| 7 | 39 | 39 | 0 | 41 | 16 | 19 | 6 | 0 | 51 |
| 8 | 43 | 42 | 1 | 36 | 9 | 24 | 1 | 2 | 58 |
| 9 | 51 | 49 | 2 | 40 | 14 | 18 | 6 | 2 | 69 |
| 10 | 39 | 38 | 1 | 45 | 22 | 17 | 5 | 1 | 63 |
| 11 | 26 | 25 | 1 | 36 | 10 | 24 | 2 | 0 | 53 |
| 12 | 31 | 30 | 1 | 35 | 13 | 16 | 5 | 1 | 49 |
| 13 | 31 | 30 | 1 | 28 | 9 | 18 | 0 | 1 | 52 |
| 14 | 30 | 30 | 0 | 35 | 15 | 15 | 4 | 1 | 47 |
| 15 | 33 | 33 | 0 | 34 | 15 | 18 | 0 | 1 | 46 |
| 16 | 41 | 40 | 1 | 45 | 18 | 22 | 5 | 0 | 42 |
| 17 | 36 | 36 | 0 | 31 | 11 | 17 | 3 | 0 | 47 |
| 18 | 32 | 30 | 2 | 35 | 13 | 19 | 2 | 1 | 44 |
| 19 | 42 | 42 | 0 | 39 | 11 | 19 | 9 | 0 | 47 |
| 20 | 37 | 36 | 1 | 39 | 15 | 17 | 7 | 0 | 45 |
| 21 | 42 | 42 | 0 | 48 | 23 | 16 | 9 | 0 | 39 |
| 22 | 29 | 29 | 0 | 35 | 8 | 23 | 3 | 1 | 33 |
| 23 | 36 | 36 | 0 | 34 | 13 | 18 | 3 | 0 | 35 |
| 24 | 35 | 35 | 0 | 37 | 11 | 21 | 4 | 1 | 33 |
| 25 | 39 | 39 | 0 | 30 | 4 | 23 | 2 | 1 | 42 |
| 26 | 40 | 39 | 1 | 42 | 13 | 24 | 5 | 0 | 40 |
| 27 | 47 | 47 | 0 | 43 | 16 | 23 | 3 | 1 | 44 |
| 28 | 51 | 51 | 0 | 56 | 20 | 27 | 8 | 1 | 39 |
| 29 | 41 | 41 | 0 | 43 | 16 | 24 | 2 | 1 | 37 |
| 30 | 38 | 38 | 0 | 43 | 9 | 27 | 7 | 0 | 32 |
| 令和元 | 45 | 45 | 0 | 34 | 11 | 15 | 8 | 0 | 43 |
| 計 | 1,649 | 1,594 | 55 | 1,606 | 645 | 741 | 186 | 34 | |

（注）「その他」（受付件数）にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

※1 委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）とともに、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

令和元年度に委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、11件（表7）となっている。

表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（令和元年度）

| 都道府県 公害審査会等 | 事 件 名 | 受付 年月日 | 終結 年月日 |
|----------------|--|-------------|------------|
| 大阪府 公害審査会 | 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件 | H29. 12. 12 | R 2. 2. 18 |
| 広島県 公害審査会 | 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件 | H30. 3. 30 | |
| 東京都 公害審査会 | 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件 | H30. 8. 28 | |
| 熊本県 公害審査会 | 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件 | H30. 11. 1 | |
| 千葉県 公害審査会 | 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 | H30. 11. 2 | |
| 熊本県 公害審査会 | 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | H31. 2. 14 | |
| 熊本県 公害審査会 | 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件 | H31. 2. 14 | |
| 福岡県 公害審査会 | 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件 | H31. 4. 5 | |
| 和歌山県知事 | 和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件 | R 1. 5. 8 | |
| 千葉県 公害審査会 | 松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 | R 1. 5. 21 | |
| 埼玉県 公害審査会 | 桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件 | R 1. 6. 3 | |

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村とが、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために不可欠のことができない取組である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、次のとおり、相互の連携を図っている。

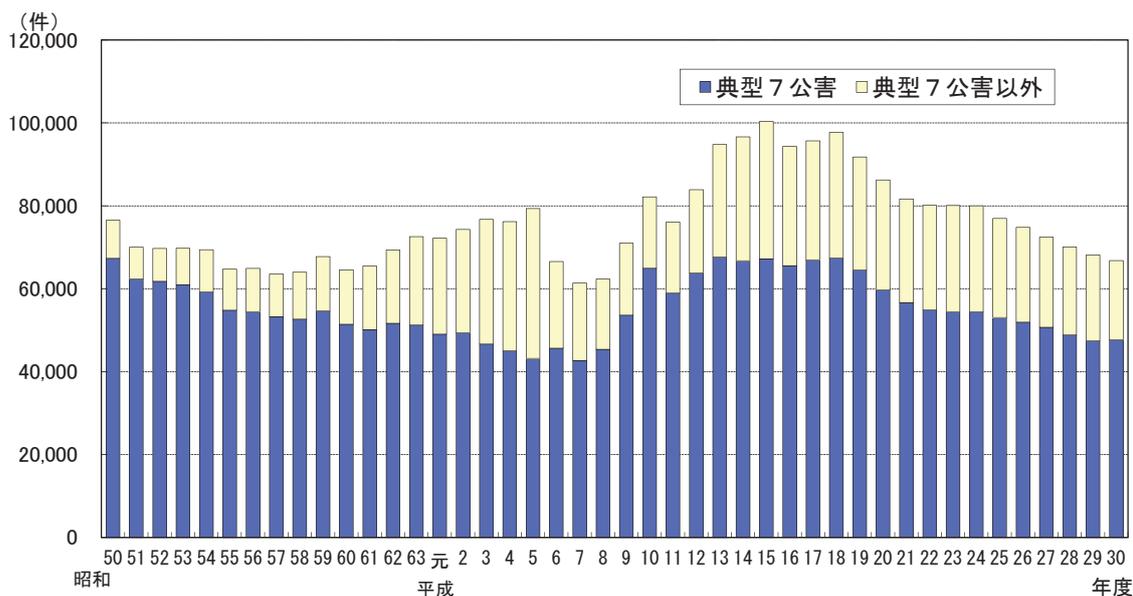
- ① 審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（令和元年度は、6月6日に第49回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（令和元年度は、10月中旬から11月中旬にかけて、第50回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し（令和元年度は、10月中旬から11月中旬にかけて、第44回会議を開催）、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

平成30年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情は66,803件であり、19年度以降は12年連続で減少している（図1）。公害苦情受付件数のうち、典型7公害の苦情受付件数（47,656件）の内訳をみると、「騒音」が15,665件（典型7公害の公害苦情受付件数の32.9%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が14,481件（同30.4%）、「悪臭」が9,543件（同20.0%）となっている（図2）。平成30年度の公害苦情取扱件数は71,488件であり、年度内に直接処理^{※2}が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は59,946件（平成30年度の処理件数の83.9%）となっている。公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされることであるが、典型7公害の直接処理件数（43,604件。直接処理件数の72.7%）について苦情の申立てから処理までに要した期間をみると、「1週間以内」が28,752件（典型7公害の直接処理件数の65.9%）、「1週間超～1か月以内」が3,654件（同8.4%）となっており（図3）、都道府県・市区町村において迅速な処理に努めている。

^{※2} 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



(注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「平成30年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合（平成30年度）

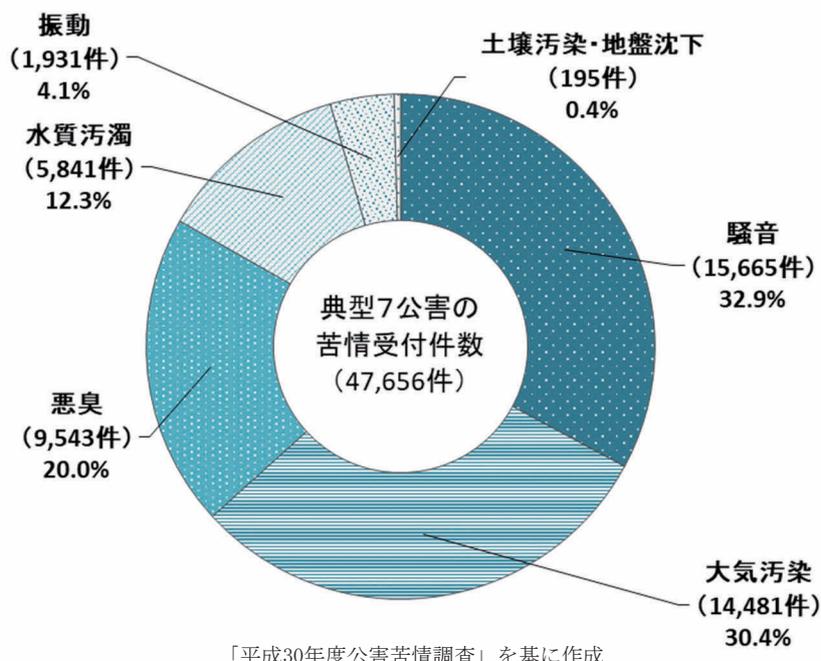
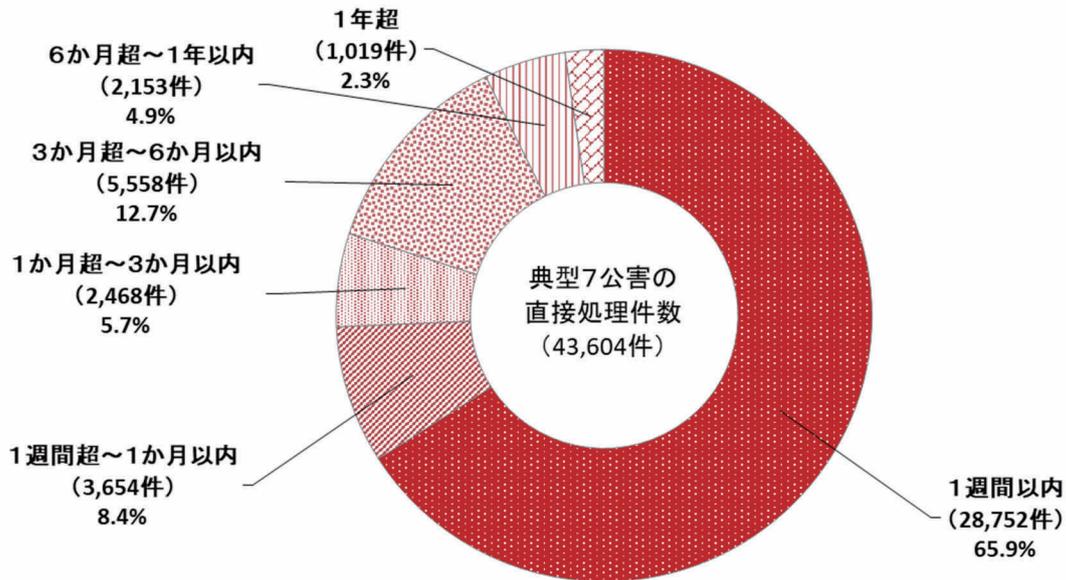


図3 地方公共団体における苦情の処理に要した
期間別典型7公害の直接処理件数の割合（平成30年度）



「平成30年度公害苦情調査」を基に作成

(5) 公害紛争処理法の改正

審査会を置かない都道府県においては、公害紛争処理法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があり、検討を行った結果、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）が決定された。

この方針を踏まえ、審査会を置かない都道府県において、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることを可能とするため、公害紛争処理法の改正案を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が令和2年3月に国会に提出された。

第2章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和元年度の処理状況

令和元年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された5件であり、うち2件が元年度中に終結し、3件が翌年度に繰り越された(表8)。

表8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧(令和元年度)

| 事 件 名 | 受付年月日 | 終結年月日 |
|--|---------------------------|-------------------|
| 三重県尾鷲(おわせ)市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | H28. 10. 27 H29. 3. 30 | |
| 山形県飽海(あくみ)郡遊佐町吉出字臂曲(ひじまがり)地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | H30. 9. 21 | |
| 岡山県岡山市北区御津矢原(みつやばら)地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 | H31. 3. 14 | R 1. 10. 23 棄却 |
| 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件 | H31. 3. 20 | R 2. 3. 23 取下げ |
| 合 計 | 5 件 | 2 件 |

(2) 令和元年度に終結した主な事件

ア 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

中国経済産業局長(処分庁)は、申請人からされた岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法(昭和25年法律第291号)第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対し、平成30年12月14日付けで棄却の処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成31年3月14日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対して、岩石資源が不足する蓋然性は認められず、また、採石権の更新が土地所有権の制限にはならないとは認められないことから、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があるとは認めることはできないと判断し、棄却決定を行ったが、かかる処分は、以下の①から③までの理由により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くため違法なものである。

① 近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること。

- ② 土地所有権の重大な制限にはならないこと。
- ③ 申請人の岩石の採取が公共の福祉に反しないこと。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審理期日を開催するなど手続を進め、令和元年10月23日、申請人の申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

イ 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

福島県知事(処分庁)は、採石業者からされた福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請(以下「本件認可申請」という。)に対し、平成30年3月23日付けで、認可の処分(以下「本件認可処分」という。)を行った。

(イ) 申請の概要

平成31年3月20日、申請人から、本件認可処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

申請人は電力会社であり、申請外個人1人と当該個人所有の土地に係る賃貸借契約を締結して当該土地に電柱等を設置している。本件認可申請に係る岩石採取場には当該電柱等があり、本件認可処分は当該電柱等に支障を与えないようにするとの条件の下でなされたものであるところ、採石業者(被処分者)は当該電柱等に支障を与えるおそれのある範囲での作業に着手し、本件認可処分の条件に違反する事実がある。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審理期日を開催するなど手続を進めたが、令和2年3月23日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

(3) 係属中の主な事件

ア 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

山形県知事(処分庁)は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで、不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成30年9月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑

(かんがい) 用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」(平成25年遊佐町条例第27号)において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審理期日を開催するとともに、岩石採取計画と採石場周辺及び鳥海山山麓の湧水群の水量減少や水質悪化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

(4) 周知・広報活動の取組

地方公共団体の職員も参照する「判例地方自治」(平成31年4月号)に「山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件」(上記(3)アとは別の平成30年度に終結した事件)の解説を掲載し、岩石採取のために他の法令に基づく許認可も必要な場合における、当該許認可に係る添付書類の適正な運用方法について地方公共団体等に周知を図った。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

令和元年度に委員会に係属した土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく審査請求に関する意見照会への回答等は、前年度から繰り越された2件と元年度に新たに受け付けた1件の計3件である。このうち、2件が令和元年度中に処理され、残りの1件は翌年度に繰り越された。令和元年度に係属した3件全てが、土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案となっている。